別表第一（運輸支局の管轄区域の特例）（第百二十一条第一項関係）

事務	運輸支局	区域
（略）	（略）	（略）
二　第百二十五条第二項第三十二号及び第三十七号から第三十九号まで（第三十二号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十八号及び第三十九号にあっては監査に関するものに限り、第三十七号から第三十九号までにあっては国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）の施行に関することに限る。）並びに第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第八号から第十九号までに掲げる事務	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
五　第百二十五条第二項第三十四号及び第四十号、第百二十七条第二項第七号及び第二十号並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）

別表第一（運輸支局の管轄区域の特例）（第百二十一条第一項関係）

事務	運輸支局	区域
（略）	（略）	（略）
二　第百二十五条第二項第三十二号及び第三十七号から第三十九号まで（第三十二号にあっては安全上の審査等に関するものに、第三十八号及び第三十九号にあっては監査に関するものに限り、第三十七号から第三十九号までにあっては国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）の施行に関することに限る。）並びに第百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第八号から第十八号までに掲げる事務	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
五　第百二十五条第二項第三十四号及び第四十号、第百二十七条第二項第七号及び第十九号並びに第百二十八条第二項各号に掲げる事務	（略）	（略）